

『障害者控除』の認定について

所得税法や地方税法では、申告者本人またはその扶養親族が「障害者」や「特別障害者」に該当する場合、『障害者控除』として一定金額を所得から控除できるとされています。

年齢65歳以上で障がいのある方については、市町村長の認定を受ければ、身体障害者手帳をお持ちでなくても「障がいに準ずる者」として障害者控除の対象になります。該当すると思われる方は、認定の申請をしてください。

なお、身体障害者手帳をお持ちの方は手続きの必要はありません。

1 手続きのながれ

【申請】

伊奈庁舎介護福祉課窓口で、申請に必要な事項を所定の用紙に記入していただきます。

(持参物：印鑑「みとめ可」)

※平成23年分の確定申告で障害者控除を受ける場合は、12月28日(水)までに申請してください。

【結果】

申請いただいた内容をもとに、障がいの程度について介護認定記録などを確認し、認定結果を後日郵送でお知らせします。

2 認定の基準

認定の基準は、「①障がいの場合(寝たきり度)」と「②認知症の場合」との2種類に分けたうえで、「日常生活自立度」がどれくらいかを判断する区分やランクを設けています。

控除の対象となる場合は、「認定基準表」をご覧ください。

3 控除額

認定を受けた場合の控除額は、「障害者控除額表」を参考にしてください。

【認定基準表】

①障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

状態	ランク	認定区分
何らかの障がいを有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する。	J	→ 非該当
屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。	A	→ 障害者に準ずる
屋内生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。	B	→ 特別障害者に準ずる
一日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えには介助を要する。	C	

②認知症高齢者の日常生活自立度

状態	ランク	認定区分
何らかの認知症であるが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。	I	→ 非該当
日常生活に支障をきたす症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できる。	II	→ 障害者に準ずる
日常生活に支障をきたす症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	III	→ 特別障害者に準ずる
日常生活に支障をきたす症状・行動や意思疎通の困難さがひんぱんに見られ、常に介護を必要とする。	IV	
著しい精神症状や問題行動または重とくな身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	M	

【障害者控除額表(参考)】

H23.11月現在

対象者	控除額	
	所得税	住民税
障害者 身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A以上 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円

※配偶者または扶養義務者が同居の特別障害者である場合には、配偶者控除または扶養控除額に、所得税では35万円、住民税では23万円を加算した額が控除されます。

◆問い合わせ先

○認定について 伊奈庁舎介護福祉課

☎58-2111 (内線1173・1174)

○税控除について 伊奈庁舎税務課

☎58-2111 (内線1133・1134)